

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

➔ これまでの対策の着実な実行に加え、本パッケージの対策を速やかに実行する

解決すべき課題

こども・若者の未熟さ・立場の弱さを
利用した性加害が繰り返されている

こどもが長く過ごす場での性被害の
未然防止・早期発見が必要

こどもは、被害にあっても
性被害と認識できず、
どう対応すればよいか分からない
保護者も、こどもの被害に気付くこと
や適切な対応が難しい

男性への相談支援の知見が十分に
蓄積されておらず、相談もしにくい

文化芸術分野で活動する際、
契約関係の明確化や
安心・安全な環境が必要

1
加害を防ぐ

2
相談しやすく
3
支援の強化

今般実施する強化策

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯
(親族関係、雇用関係、師弟関係等)などについて、全国で取締りを強化
- 刑法改正等に伴い、「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る

- 日本版DBS導入に向け、早期の法案提出を目指し、検討を加速
- 保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「生命(いのち)の安全教育」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象に「プライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施」
- 保護者として身に付けることが望ましい知識(性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先)等について啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の「子育て支援の場等」を通じて保護者に啓発

- 9月中を目途に「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」を初めて開設

- こどもや若者を含め、安心して活動を継続できるよう、「文化芸術分野における相談窓口を設置」(弁護士が契約やハラスメントを含むトラブル等に対し助言や関係機関の紹介等を行う)

緊急啓発期間 (8月・9月に政府を挙げた啓発活動を集中実施)

- ① 加害の抑止 (改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底)
- ② 相談窓口の周知
- ③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現